第七十条の六第一項第一号中「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域」を「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」に改め、同条第八項第二号中「に規定する田園住居地域内にある」を「又はハに掲げる」に改め、同条第三十九項第四号中「に掲げる農地」を「又はハに掲げる農地」に改める。

第七十条の六の二第二項第九号中「第七十条の六第一項」を「第七十条の六第一項本文」に改め、同項に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百八条第二項第十号に掲げる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十条の六の八第一項並びに第七十条の六の十第一項及び第三十項中「平成四十年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の五第一項及び第七十条の七の六第一項中「平成三十九年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の九第一項、第七十条の七の十第一項、第七十条の七の十一第二項、第七十条の七の十二第一項及び第七十条の七の十三第一項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

第七十条の七の十四第一項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第四項第四号中「並びに第三項」を「、第四項並びに第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」」を削る。

第七十条の八第一項及び第三項並びに第七十二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十二条の二、第七十三条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項、第七十五条及び第七十六条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七十八条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項から第三項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十三条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二中「第百九条の六第二項第一号」を「第百九条の十五第二項第一号」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第百九条の八」を「第百九条の十七」に改める。

第八十三条の二の二並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四第二号中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の二中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八十六条の五第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　被災事業者が、被災日前に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当していた場合又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることができないこととなる課税期間に限る。）に係る同項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第八十六条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　被災事業者が、被災日前に消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産である同法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産若しくは同項第十一号に規定する課税貨物又は同法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産について同法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合（以下この項及び第九項において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合」という。）（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該当することとなつた日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）については、消費税法第十二条の四第二項の規定は、適用しない。

第八十七条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十七条の四第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「」に」を「」若しくは酒税法第十九条第一項に規定する事業譲渡に」に、「又は」を「若しくは譲受者又は」に改める。

第八十七条の六第二項中「、又は」の下に「当該酒類が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない」を「同条第一項第二号に規定する事項の記載がない」に改め、同項ただし書中「若しくは当該政令で定める書類を添付することができなかつたこと」を削る。

第八十八条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「エタノール及び」を「エタノール並びに」に、「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中「）の」を「次号において同じ。）の」に、「いう。次号」を「いい、同号に掲げる物品に該当するものを除く。」に改め、同項第二号中「バイオエタノール」を「前二号に掲げる物品」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　カーボンリサイクルエタノール（アルコールのうち、廃棄物の処分その他の行為により発生したガスに含まれる炭素の酸化物又は大気中の炭素の酸化物を用いて製造されたものであつて財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。）